

令和3年度「特別支援教育の推進に関する関係課長連絡会議」、
「特別支援教育担当者会議」合同会議

特別支援学級・通級等の小中学校 における学びの場の決定・変更プ ロセスへの関わり

京都府教育庁指導部特別支援教育課
総括指導主事兼係長 竹本明史



京都府教育委員会

Kyoto Prefectural Board of Education

京都府の取組

- 1 就学に関わる市町(組合)教育委員会へ
- 2 特別支援学級等の設置に関わって
- 3 京都府の特色的な取組について

1 就学に関わる市町(組合)教育委員会へ

「市町村就学・教育相談連絡会」(6月開催)

(内容)

(1) 就学相談の基本的な考え方

(2) 京都府の就学巡回教育相談について

「就学先の決定における総合的な観点について」

ア 相談では、どの就学先が子どもにとって最も力を付けることができるかを保護者と共に考えていく姿勢が大切であること。

イ 保護者はインターネット等により情報収集をしているが、収集しているものが必ずしも正しい情報ばかりではないことに留意すること。

また、情報が少なく困っている保護者には、適切な情報提供が必要であること。

就学に関する情報を確かめながら、地域における就学先の正しい情報を丁寧に説明することが大切であること。

「就学先決定における総合的な観点について」

- ウ 就学後も学びの場の見直しが重要であるが、学年が上がると子ども自身の意思も明確になるため、見直しのタイミングも重要になること。

- エ 子どもが社会に出たときにどんなスキルを身に付けておくべきか、また何を学ぶべきかを考える必要がある。それが実現できる就学を検討することが望ましいこと。

- オ 保護者は子どもに対する期待や不安など、様々な感情をもっていることを理解して相談を進めることが重要であること。

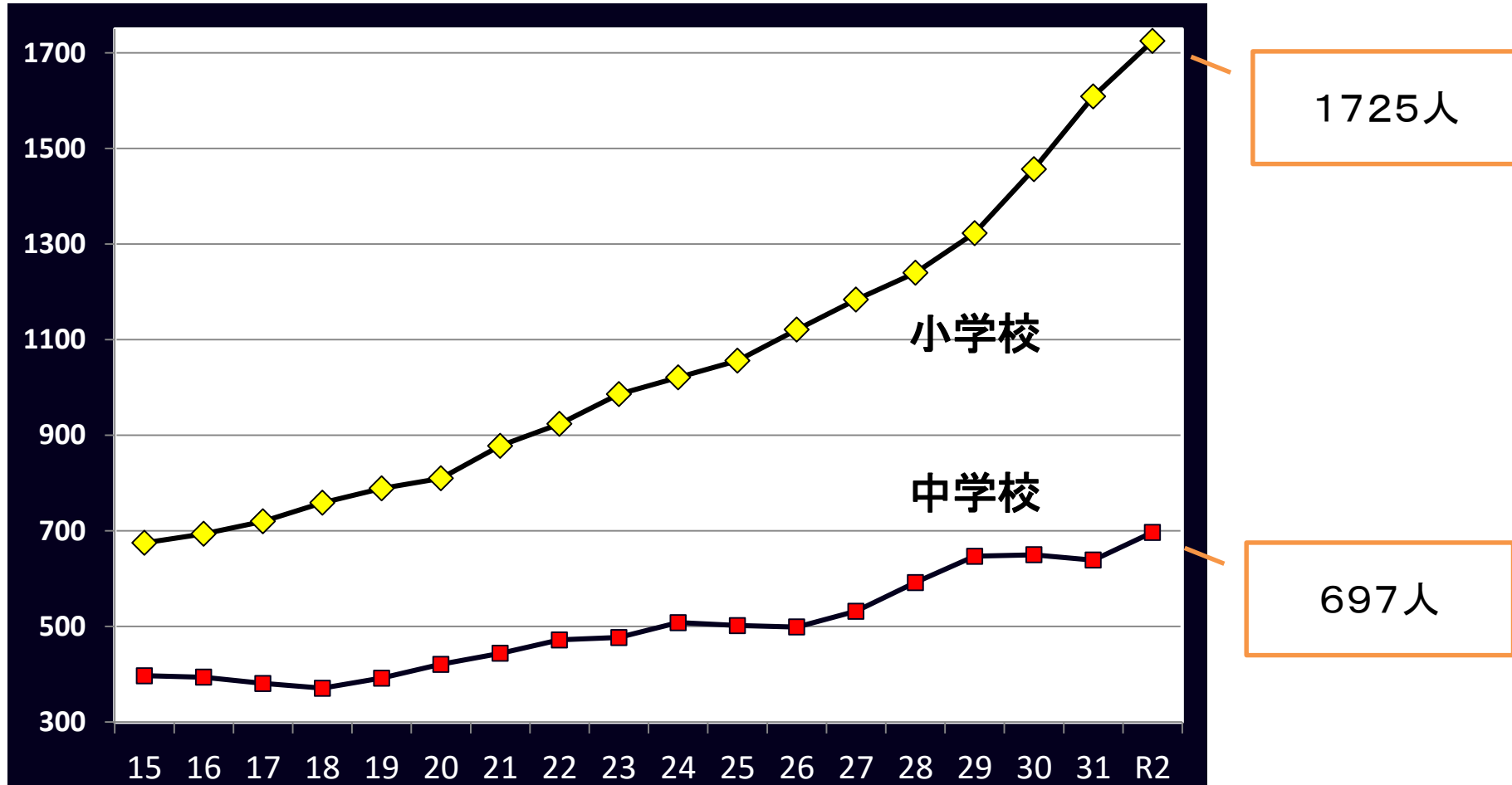
京都府内における 通級による指導、特別支援学級の 在籍人数について（R2.5.1現在）

（京都市立を除く）

	小学校 在籍人数 (全体に対する割合)	中学校 在籍人数 (全体に対する割合)
通級による指導	2868 (4.8%)	610 (2.0%)
特別支援学級	1725 (2.9%)	697 (2.3%)
	小学部 在籍人数	中学部 在籍人数
特別支援学校	517	419

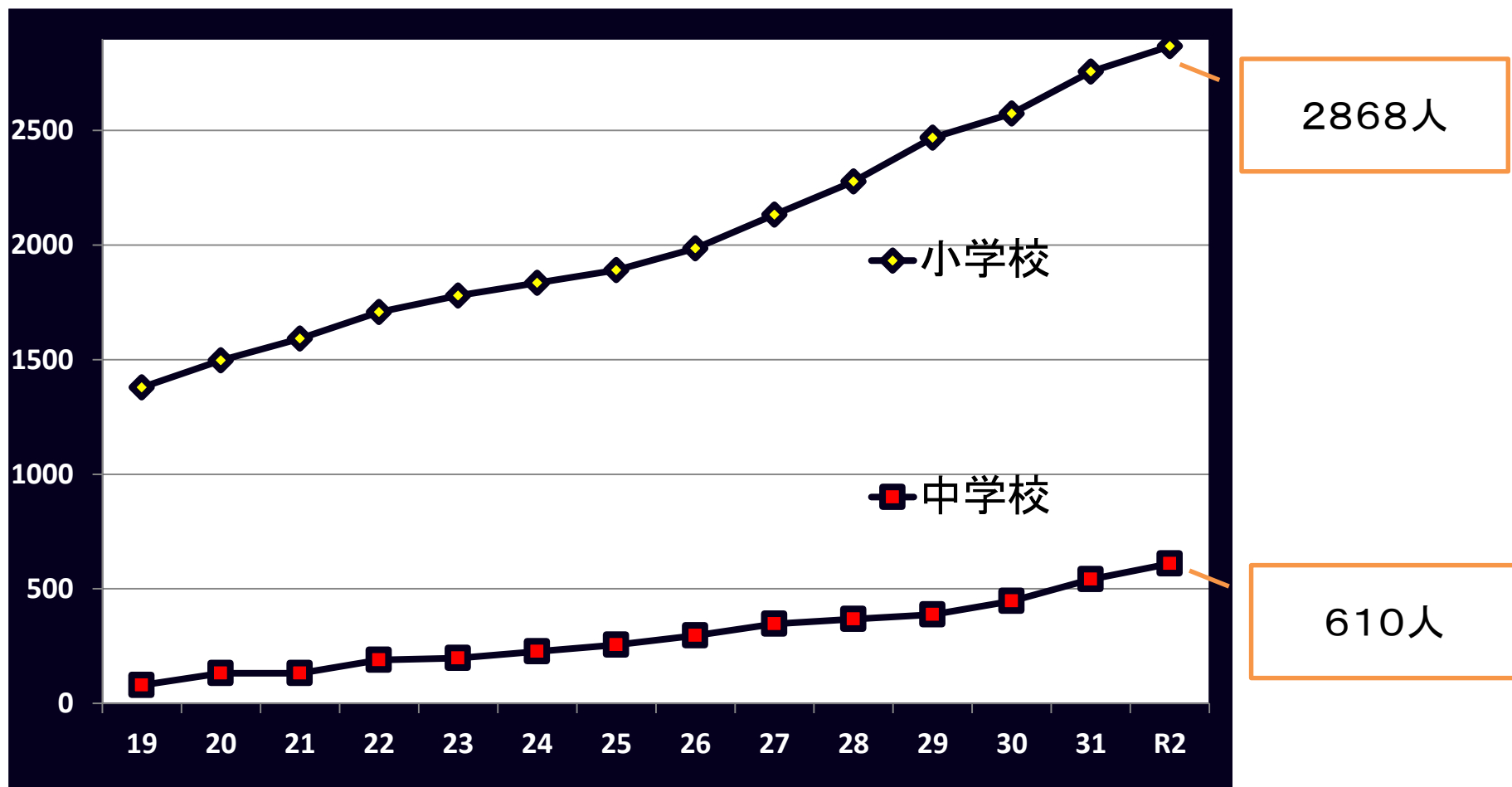
令和2年5月1日現在

京都府内特別支援学級在籍者数推移 (京都市立を除く)



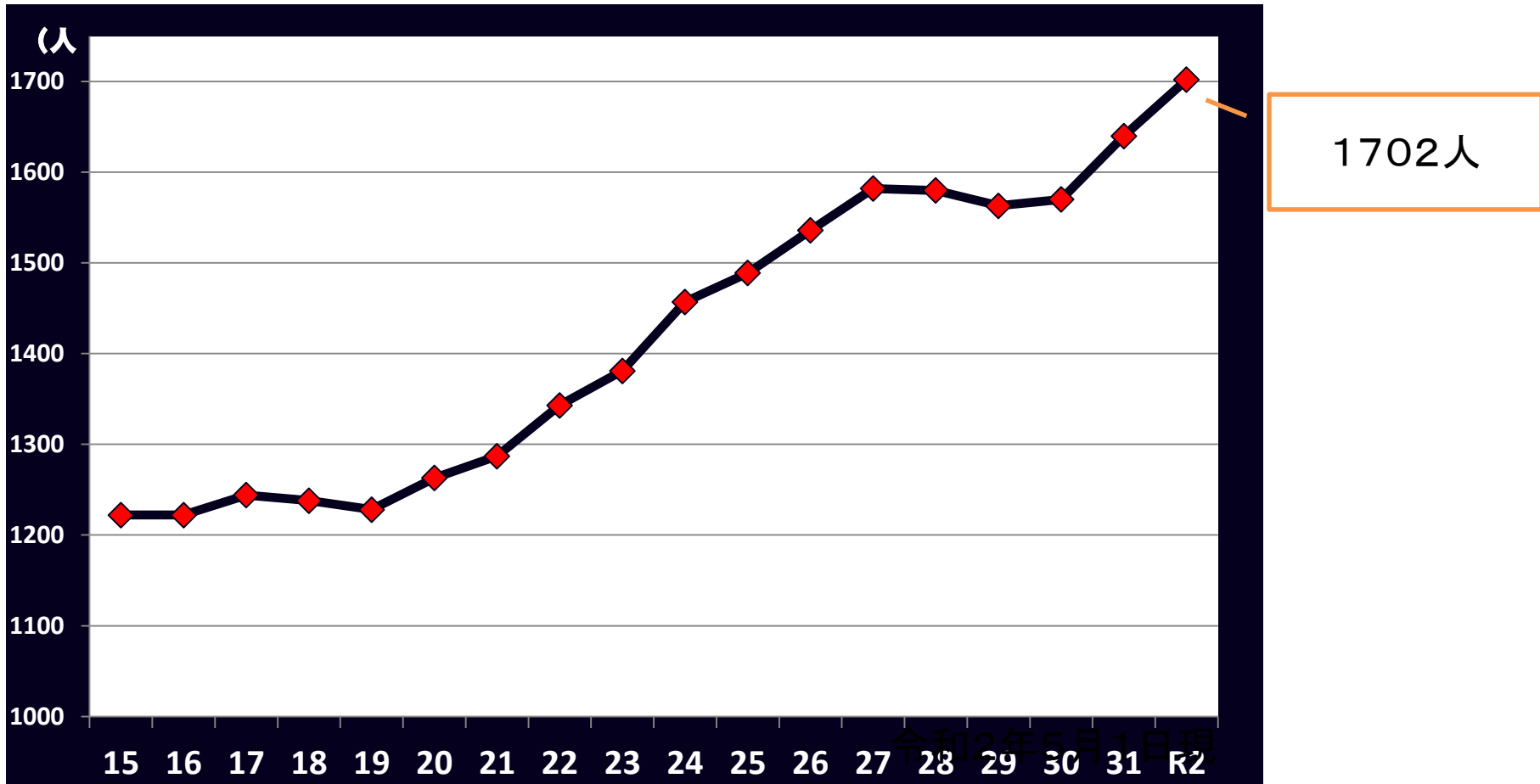
令和2年5月1日現在

京都府内通級による指導を受ける児童生徒数推移 (京都市立を除く)



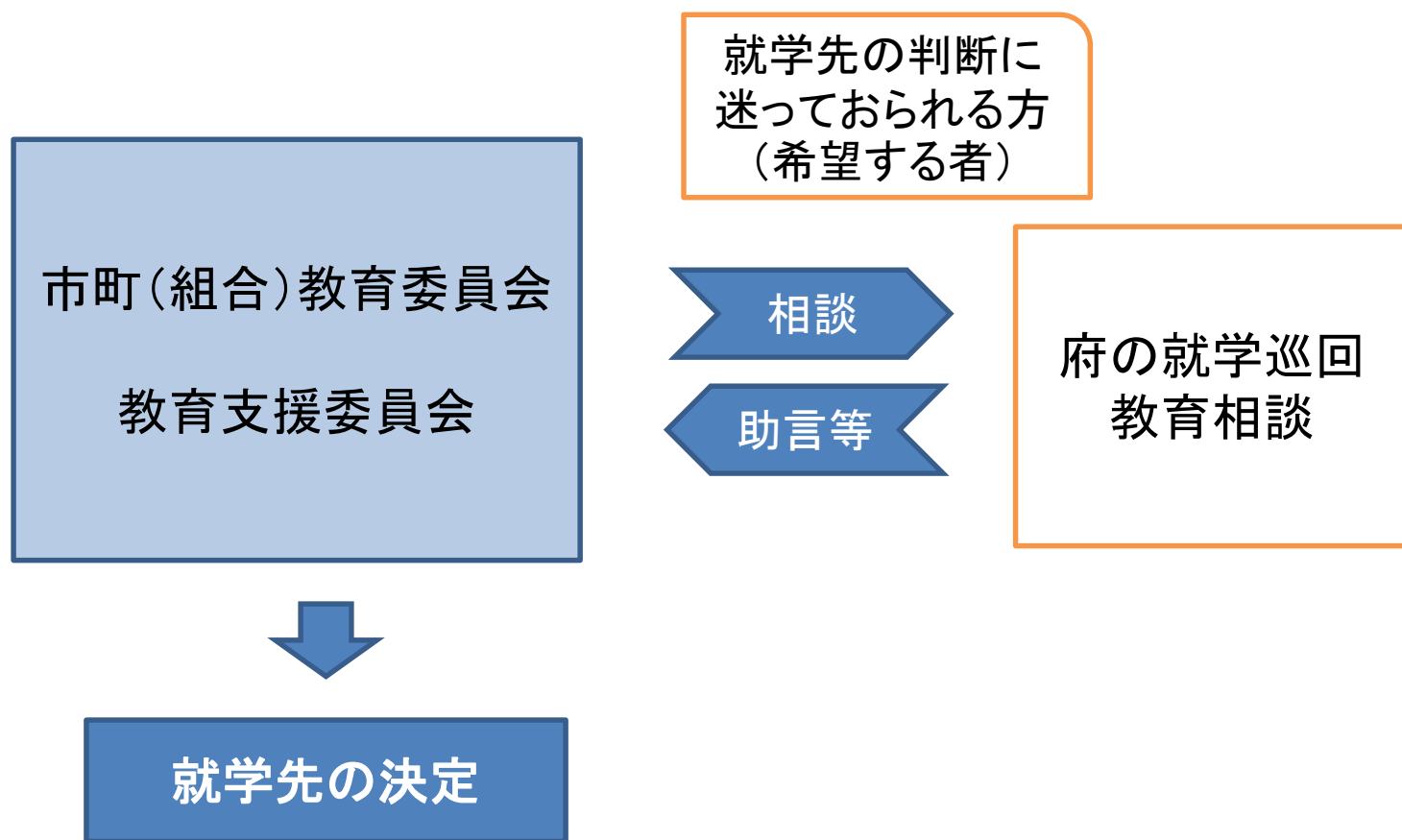
令和2年5月1日現在

京都府内特別支援学校在籍者数推移 (京都市立を除く)



令和2年5月1日現在

(2) 京都府の就学巡回教育相談について



府就学巡回教育相談 主な相談内容

- **面接**相談
- **医療**相談
- **発達**相談
- **行動観察**

○京都府教育支援委員会委員

- 医師(小児科・神経科・
整形外科・眼科・耳鼻科等)
- 学識経験者／福祉関係者／
教育関係者

○特別支援学校地域支援センター

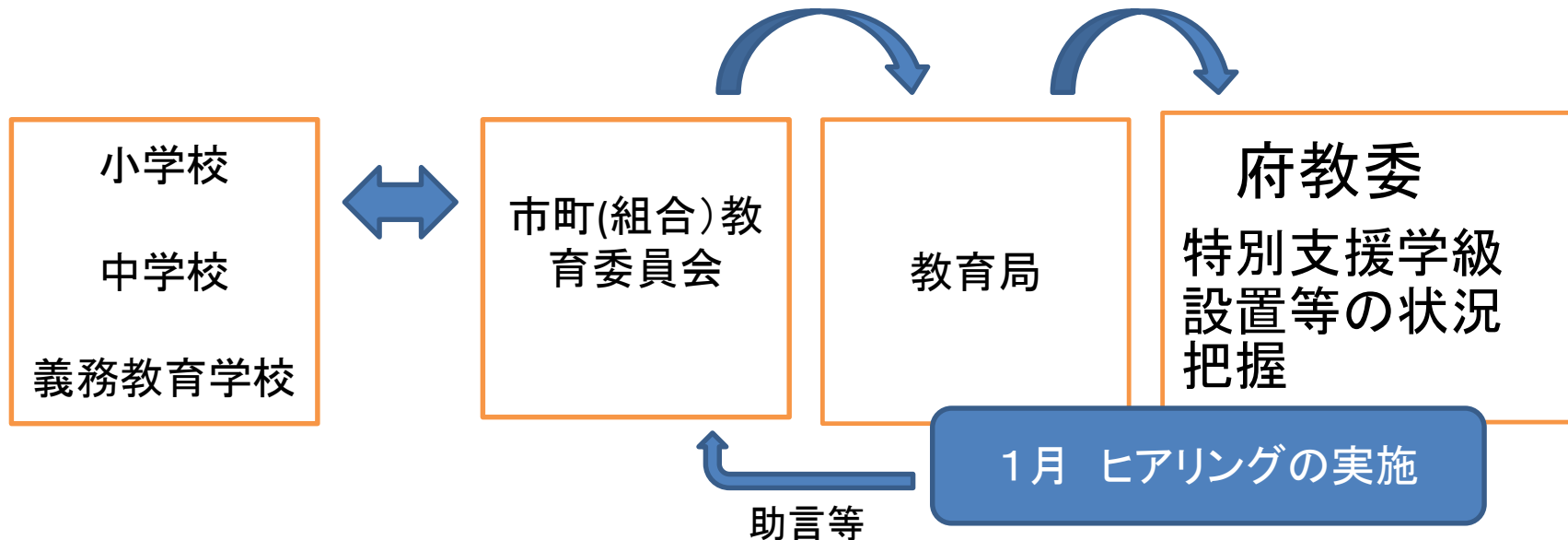
▪ 市町(組合)教育委員会の担当者が同席

→相談結果は、後日市町(組合)教育委員会に報告

2 特別支援学級等の設置に関わって

特別支援学級等調査の実施

※府教委が市町(組合)教育委員会へ調査を依頼(5月、12月)



(1) 特別支援学級等調査の実施

【主な内容】

(ア) 教育課程に関する内容

(イ) 児童生徒の障害及び特性を踏まえた指導
について

(ウ) 通級指導教室に関する調査

(ア) 教育課程に関する内容

(調査項目)

○教科別の指導(国語、算数・・・)

○各教科等を合わせた指導(日常生活の指導、

遊びの指導、生活単元学習、作業学習)

等の年間授業時間数

その授業時間数のうち、

○通常の学級での指導時間数

○他の特別支援学級と合同の指導時間数

(1) 児童生徒の障害及び特性を踏まえた指導について

(調査項目)

○学校、学級での様子(学習面、行動面、言語面)

①今年度できるようになったこと

②来年度への課題

○本児の障害及び特性に焦点をあてて指導しようとする内容

①更に伸ばすために大切にしたい指導・支援

②課題の克服に向けた具体的な指導・支援

(ウ) 通級指導教室に関する調査

(調査項目)

- 障害種
- 学年、指導開始年月日
- 週あたりの指導時間数
- 指導方法(個別、集団)

3 京都府の特色的な取組について

(1) リーフレットの配付

(2) 「特別支援教育指導員」の配置

(1) リーフレットの配付

「京都府の特別支援教育『まなびの道しるべ』」

幼稚園、こども園、保健所などに配布

※当課HPに掲載



(2) 「特別支援教育指導員」の配置

・活用形態

- (1) 校内支援システムの構築・運用
- (2) 後補充(担任の個別指導時等)
- (3) 指導補助(チームティーチング)
- (4) 「特別支援教室」(仮称)等を活用した個別・少人数指導等

・資格 当該校種・教科の教員免許を有することを原則

・配置時間数等 勤務時間週27時間